

軽種馬繁殖牝馬預託管理契約書

繁殖牝馬所有者_____（以下甲という）と受託者_____（以下乙という）とは次の通り軽種馬繁殖牝馬預託管理契約を締結し、その証として本書2通作成し各々1通宛所持する。

（預託馬）

馬名	品種	毛色	生年月日	血統	摘要
				父	
				母	

（目的）

第2条 乙は預託馬及び産駒について善良なる管理者の注意をもって飼養管理する。

（預託期間）

第3条 (1)甲は乙の経営する牧場に甲の費用をもって預託馬を輸送し入厩させる。

(2)預託期間は令和____年____月____日から令和____年____月____日までの____ヶ月間とする。

(3)上記期間満了の1ヶ月前までに甲、乙は協議をなし、その期間を延長することができる。

(4)やむを得ない事由が生じた場合には預託期間中といえども預託契約を解除することができる。この場合1ヶ月以上の猶予期間を置いて申し入れなければならない。但し、預託馬の死亡、預託契約継続不可能となる事故発生等の特別の事情がある場合はこの限りではない。

(5)預託馬を退厩させる費用は甲の負担とする。

（預託料）

第4条 契約馬の預託料を次の通り定める。

区分	料金(月額)	摘要
繁殖牝馬	円 (特別料金含まず)	
当歳	出生後離乳まで	円
当歳	離乳後12月まで	円
1歳	1月～9月まで	円

・ 預託料は消費税別とする。
・ 1ヶ月未満の預託料は該当月のみ日割りとする。

但し、医療代、削蹄代、駆虫代、特殊な飼養代並びに関係諸団体より賦課された諸掛費等は乙からの明細報告書に基づき甲が支払うものとする。

（預託料支払方法）

第5条 甲は毎月____日までに当月の預託料を乙の指定する次の金融機関の口座へ振込みで支払するものとする。

金融機関の表示

（届出義務）

第6条 本馬並びに産駒の届出、血統登録、市場申込等の手続きは双方協議の上、乙が行なうものとする。

（保険加入）

第7条 繁殖牝馬及び産駒の事故による損害を補填するため甲が保険に加入するものとする。保険加入の手続きは乙が速やかに代行するものとし、保険料を乙が立替えた場合には甲は当該立替金を直ちに第5条の指定口座に送金し支払うものとする。

（報告義務）

第8条 乙は預託馬または産駒に疾病または事故等による損害が発生した場合速やかに甲に報告するものとする。但し、乙において軽微な疾病、損害と判断した場合は報告するに及ばない。

（管轄裁判所）

第9条 本契約について紛争が生じた場合は甲、乙誠意をもって協議をなし、解決をするよう努力する。
2、相互の努力によっても解決をみない場合の第一審管轄裁判所は札幌地方裁判所とする。

（契約条項外の協議）

第10条 本契約に定めない事項については都度双方協議の上円満に処理するものとする。

令和____年____月____日

住所

甲 委託者

氏名_____印

住所

乙 受託者

氏名_____印

住所

立会人

氏名_____印

※不要の場合必要なし